

# 幼児教育・保育の無償化について

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化の保育に関する部分についてお知らせします。

## 小規模保育事業所を利用されている皆様へ

- 0歳児から2歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
  - 岩倉市では、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料は、すでに0円であり、今までと変わりません。
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の保育料の軽減についても、今までと同様に行います。
  
- 3歳児(年少)から5歳児(年長)までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。
  - ただし、通園送迎費、給食の主食に係る材料費、行事費などは、今までどおり保護者の負担になります。
  - また、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食材料費)が新たに保護者の負担になります。
  
- ※ 年収360万円未満相当世帯の子ども又は小学校就学前の子どもで数えて第3子以降に当たる子どもに係る副食材料費は、免除されます。
  
- 小規模保育事業所を利用されている人については、現在のところ特に申請等の手続きを行っていただく必要はありません。

問合せ先 岩倉市 子育て支援課 保育グループ  
電話 0587-38-5810(直通) 担当 佐久間 宮田